

所管部課名	市民スポーツ課			担当者	有村 慎吾	
事務事業名	競技スポーツ推進事業費					
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要綱、スポーツ少年団運営補助金交付要領					
補助経過年数	21年以上					
平成28年度 予算額			国県支出金	一般財源	その他	その他の内容
	2,350千円		千円	2,350千円	千円	
	指標名			目標値	目標年度	
成果指標①	スポーツ少年団登録団体数			70	平成33年度	
成果指標②	スポーツ少年団大会交歓交流大会参加団体			50	平成33年度	
補助対象者	薩摩川内市スポーツ少年団					
補助対象経費	スポーツ少年団事務費と事業費					
補助対象事業・活動の内容	事務費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金） 事業費（派遣助成費、研修費、専門部補助費）					
	分類	□運営補助のみ	□事業補助のみ	■運営補助と事業補助の両方	□その他	
補助金額又は 補助率	平成28年度 2,350千円					
上記項目の 積算方法	全体事業費から補助金額を算出					
補助 過を 受け かる 年事 業の 決 算 状 況 等 の 状 況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)
	自己資金	1,070,201	46.4%	1,032,778	25.7%	960,514
	会費収入	1,015,750	44.0%	982,680	24.5%	910,300
	事業収入		0.0%		0.0%	0
	寄付金・その他助成	54,451	2.4%	50,098	1.2%	50,214
	市補助金	358,000	15.5%	2,285,000	56.9%	1,950,000
	雑入	154	0.0%	201	0.0%	151
	(前年度繰越金)	878,398	38.1%	698,116	17.4%	512,732
	計	2,306,753	100.0%	4,016,095	100.0%	3,423,397
	事業費	533,859	23.1%	1,410,154	35.1%	475,047
	人件費		0.0%	1,037,793	25.8%	1,037,813
	その他事務費	1,074,778	46.6%	1,055,416	26.3%	1,124,515
			0.0%		0.0%	0.0%
			0.0%		0.0%	0.0%
			0.0%		0.0%	0.0%
	(翌年度繰越金)	698,116	30.3%	512,732	12.8%	786,022
	計	2,306,753	100.0%	4,016,095	100.0%	3,423,397
	支出計/前年度支出計				174.1%	85.2%
	自己資金/前年度自己資金				96.5%	93.0%
	翌年度繰越金/市補助金		195.0%		22.4%	40.3%
交付件数		1		1		1
成果指標の推移①		66		62		55
成果指標の推移②		38		64		35
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（他の補助金と統合）」</p> <p>【前回評価への回答】市体育協会と協議を継続しているが、組織体制、事務量増加等の対応の調整が整っていない状況である。</p> <p>【今年度の改善点】各項目の精査を行い補助金を決定した</p> <p>【事業のPR方法】市広報紙での団員募集、案内文書の送付</p> <p>【費用対効果】スポーツを通して交流事業等を行い、青少年の健全育成に寄与している</p> <p>【補助事業以外の事業】各単位団による自主活動</p> <p>【その他】登録料のみでは、青少年の健全育成が図れる交流事業の実施が困難であるため、引き続き補助金を継続したい。</p>					

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各種交流事業等を通じ、市内のスポーツ少年団はもとより、県外のスポーツ少年団との親善交流が図られ、心身ともに健やかで豊かな人間性を備えた青少年の育成に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① スポーツ少年団の基本理念に則り、団活動の活発化と機能の充実及び指導者・リーダー並びに母集団の資質向上に取組んでおり、補助が必要である。 ② 額地域からの参加等については、旅費の一部補助を行っている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	幼少時期からスポーツを正しく実践することにより、精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できる。また、将来に向かって自分を見失わず、力強く生き抜く力を持つことは、市民ニーズに合致しており、幼少時期の育成が適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。 ② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準） ③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。 ④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。 ⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。 ⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A A B A A A	スポーツ少年団の意義から、行政以外が行う方が適切であると認められる。 会費収入は、登録料としてほとんど県に支出している。 交歓交流事業等の研修費相当分は宿泊費・交通費など明確な根拠がある。支出は、運営に係る必要経費であり、妥当性を欠くものではない。 本事業のメインである富山県魚津市スポーツ少年団との交流事業等を行い、幼少時期に様々な人々や地域での交流をすることは、青少年の健全育成の一助となり、継続的な支援が必要と考える。 市と連携し、心身ともに健やかで豊かな人間性を備えた青少年育成に寄与している。 会費収入は登録料としてほとんど県に支出している。 青少年育成の観点で、交歓交流事業を継続するには、補助金等の交付が最も妥当である。 事務費は人件費と県への会費納入がほとんどであり、事業対象経費は、交歓交流事業等の事業費であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>『今後の改革の方向性』</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>『上記方向の理由』</p> <p>青少年の健全育成及び体力の向上に必要不可欠なことから、今後も継続する。</p> <p>『改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画』</p>	<p>『視点別評価』</p> <table> <tr> <td>公益性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>必要性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>適格性・妥当性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> </table> <p>『今後の改革の方向性』</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>『まとめ』</p>	公益性	⇒	□高い	□低い	必要性	⇒	□高い	□低い	有効性	⇒	□高い	□低い	適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い
公益性	⇒	□高い	□低い															
必要性	⇒	□高い	□低い															
有効性	⇒	□高い	□低い															
適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い															

スポーツ少年団運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるスポーツ少年団運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 スポーツ少年団運営補助金の交付を申請したスポーツ少年団本部が実施する事業は、青少年の健全育成及び体力の向上を図るものでならなければならない。

(補助金の額)

第3条 スポーツ少年団運営補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 スポーツ少年団運営補助金は、青少年の健全育成及び体力の向上に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

(1) 事務費／

- ア 賃金
- イ 報償費
- ウ 旅費
- エ 需用費
- オ 役務費
- カ 使用料及び賃借料
- キ 負担金補助及び交付金

(2) 事業費／

- ア 派遣助成費
- イ 研修費
- ウ 専門部補助費

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 スポーツ少年団運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 スポーツ少年団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にスポーツ少年団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 スポーツ少年団は、補助事業等が完了したときは、直ちに規則第15条に定める補助金等実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第8条 スポーツ少年団運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 スポーツ少年団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。